

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

○ テストの不適切な取扱い等について

1 職 員 博多区 市立小学校 教諭 (30代)

2 処分の内容 停職1月

3 処分事由

当該職員は、令和2年度、担任する学級のテストの一部を実施せず、あるいは採点や返却を行わなかったほか、児童が提出した学習プリント等を返却せず、学校内に放置していたもの。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」、校長を補佐して管理監督を行う職責を十分に果たしているとは言えなかったとして、所属校の教頭に対し「嚴重注意」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 立山

電話：711-4813（内線：3664）